となる。再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

また、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージに基づき、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める必要がある。

②・③　（略）

⑸　木質バイオマス発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

（略）

このため、土地改良区等が行う小水力発電の導入に関する支援を行い、農村における小水力発電の普及を図る。

⑹　営農型太陽光発電の適正化

農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことを営農型太陽光発電という。営農型太陽光発電は、本来、太陽光発電の一種として、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減に資することが期待されるとともに、適切な営農の継続が確保されることにより、売電収益、電力の自家消費による光熱費削減等による農業者の所得向上や、地域農業の振興に資することが期待されているものである。このように、地域と共生し、農業との両立が図られる望ましい営農型太陽光発電については、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。

となる。再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

②・③　（略）

⑸　木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

（略）

このため、土地改良区等が行う小水力発電の導入に関する支援を行い、農村における小水力発電の普及を図る。

農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことを営農型太陽光発電という。営農型太陽光発電は、本来の目的に即して取り組むことで、売電収益由来の収入、電力の自家消費による光熱費削減等によって農業者の所得が向上し、地域の農業の振興に資することが期待される。今後とも適切な営農の確保を前提に地域活性化に資する形でこうした望ましい営農型太陽光発電について導入を進めていく。また、発電設備下における最適な栽培体系の実証や電力の地産地消を含めたモデル的な取組の支援のほか、望ましい営農型太陽光発電のあり方について、具体的に整理を行う。

一方、営農が適切に行われないなど、営農型太陽光発電の本来の目的から外れている事例も見られ、農村地域で問題化している。この状況を踏まえ、営農型太陽光発電に係る運用の厳格化を図るため、令和６年４月に一時転用許可の基準や提出資料等を定めた農地法施行規則の一部を改正する省令（令和６年農林水産省令第９号）を施行するとともに、制度の目的、趣旨や具体的な考え方を記載した「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）を制定したところであり、これら農地法令等に基づき、関係省庁で連携しながら、不適切な営農型太陽光発電の解消を図っていく。

（新設）